

8

月の 市民相談

●相談は全て無料。先着順。相談日が祝日の場合は、原則お休みです。
●市役所の市民課・収納課・子ども課・福祉課には、ポルトガル語を話せる職員（臨時職員）がいます。
No dep.de registro civil,coletoria municipal,dep.infantil,dep.de assistencia social,trabalham funcionários que compreendem o idioma português.

時日時・期間 場場所 内主な相談内容 問問合先 予予約方法

年金相談 時場時▶市役所41会議室…4日(火)・11日(火)・25日(火)▶吉良支所第1会議室…18日(火)時午前10時～正午、午後1時～3時※午前8時30分受付開始内厚生・国民年金の相談※受け付け状況により、相談時間終了前でも受け付けを終了する場合あり問保険年金課国民年金担当 (☎65・2104)

行政評価苦情申立 時3日(月)・17日(月)午後1時30分～3時場市役所11相談室内市の苦情対応に納得できない場合の相談※予約制予問行政評価委員会事務局 (☎65・2155)

消費生活相談 時毎週月・木曜日の午前9時～正午、午後1時～4時※受け付けは午後3時まで場市役所11相談室※3日(月)・17日(月)の午後は市役所13相談室内悪質商法や消費者トラブル、多重債務問題※予約制(1人1時間程度)予電話相談可。多重債務相談は面談のみ問商工観光課商工担当 (☎65・2168)

労働相談 時18日(火)午後1時～4時場市役所11相談室内労働条件や解雇、賃金などの労働問題※予約制予前日の正午までに電話問商工観光課商工担当 (☎65・2168)

創業支援相談 時毎週月～金曜日の午前8時30分～午後5時場市役所商工観光課内新規創業に関する相談問商工観光課商工担当 (☎65・2168)

市税夜間納税相談 時13日(木)午後6時～8時場市役所収納課内市税の納税に関する夜間の相談。納税も可問収納課徴収担当 (☎65・2129)

市税納税相談 時30日(日)午前8時30分～正午場行政情報コーナー内市税の納税に関する相談。納税も可問収納課徴収担当 (☎65・2129)

市民特別法律相談 時場時▶市役所11相談室…4日(火)・11日(火)▶寺津ふれあいセンター…1日(土)▶一色支所第1会議室…13日(木)▶幡豆支所第2会議室…20日(木)▶吉良町公民館会議室2…27日(木)時午後1時30分～4時内法律的専門知識を有する相談※予約制(1人30分以内)各日5人予7月16日(木)から直接または電話問市民課相談担当 (☎65・2198)

司法書士法律相談 時14日(金)午後1時30分～4時場市役所11相談室内紛争の目的の価格が140万円以下の民事相談※予約制(1人30分以内)で5人まで予7月16日(木)から直接または電話問市民課相談担当 (☎65・2198)

登記相談 時12日(火)午後1時～4時場市役所11相談室内土地などの売買や相続など問市民課相談担当 (☎65・2198)

行政相談 時場時▶市役所11相談室…14日(金)▶幡豆支所第2会議室…21日(金)時午前10時～正午内国の仕事やその手続き、サービス全般に対する苦情や要望問市民課相談担当 (☎65・2198)

人権相談 時場時▶吉良町公民館会議室2…7日(金)▶一色支所第1会議室…14日(金)▶幡豆いきいきセンター…21日(金)▶総合福祉センター…15日(土)時午後1時30分～4時※受け付けは午後3時30分まで内いじめ、虐待、セクハラなどの相談※一色支所・総合福祉センターは弁護士が同席問市民課相談担当 (☎65・2198)

児童・生徒心配ごと相談 時毎週月～金曜日午前9時～午後4時場①中央ふれあいセンター②一色健康センター内小・中学生のいじめや不登校などの相談※面接相談可問児童・生徒支援センター (①☎57・0555/②☎73・4572)

育児・虐待相談 時毎週月～金曜日午前8時30分～午後5時場市役所家庭児童支援課内就園前のお子さんの発達や、育児全般、児童虐待※電話相談可問家庭児童支援課要保護児童担当 (☎56・3113)

育児相談 時毎週月～金曜日午前8時30分～午後5時場子育て支援センター(ハツ面保育園内)内就学前のお子さんの育児、生活習慣、心配ごとなど問子育て支援センター (☎57・2602)

DV相談 時毎週月～金曜日午前8時30分～午後5時場市役所家庭児童支援課内配偶者などからの暴力に関する相談※電話相談可問家庭児童支援課DV相談担当 (☎56・3113)

児童相談 時毎週月～土曜日午前9時～午後4時※土曜日は正午まで場市役所家庭児童支援課※土曜日は総合福祉センター相談室内児童の性格や家族関係、学校生活などの相談※電話相談可問家庭児童支援課児童相談担当 (☎56・0324)※土曜日は総合福祉センター(☎56・5900)

母子・父子家庭相談 時毎週月～金曜日午前8時30分～午後5時場市役所家庭児童支援課内母子・父子家庭の困りごとや自立生活に関する相談問家庭児童支援課母子父子担当 (☎65・2179)

児童巡回相談 時13日(木)午前10時～午後3時場総合福祉センター内療育手帳に関する相談※予約制予問西三河福祉相談センター (☎0564・27・2779)

内職相談 時毎週金曜日午前10時～午後3時場総合福祉センター相談室内内職の紹介と事業所の登録問福祉課社会福祉担当 (☎65・2114)

障害者虐待相談 時毎週月～金曜日午前8時30分～午後5時場障害者虐待防止センター(市役所福祉課内)内障害者に対する虐待などの相談※電話相談可問障害者虐待防止センター (☎65・2117)

こころの相談 時毎週月～土曜日午前9時～午後5時※水曜日は正午まで場地域活動支援センターめだか工房内精神障害者と家族の困りごと問地域活動支援センターめだか工房 (☎54・6775)

知的障害者相談 時毎月第2水曜日午前9時～正午場総合福祉センター相談室内知的障害者と家族の困りごと問福祉課障害者福祉担当 (☎65・2113)

身体障害者相談 時毎月第1・第4月曜日午前9時～正午場総合福祉センター相談室内身体障害者と家族の困りごと問福祉課障害者福祉担当 (☎65・2113)

結婚相談 時毎週火曜日と毎月第1・第3日曜日午後1時～3時場総合福祉センター相談室内結婚相手の紹介※申込金500円と写真2枚が必要問市民社会福祉協議会総務課 (☎56・5900)

外国人相談 時7日(金)・21日(金)午後1時～4時場市役所11相談室内スペイン語、ポルトガル語、英語での生活上、行政上の相談問地域支援協働課市民協働担当 (☎65・2178)▶Dias 7 e 21 de agosto/13h às 16h/11Soudan-shitsu/Consultas gratuitas para estrangeiros com problemas na vida diária em espanhol, português e inglês/Seção de Trabalhos Comunitário

※西尾警察署「困りごと相談☎57・0110」や名古屋法務局西尾支局「人権相談☎57・2622(毎週水・木曜日午前10時～午後4時)」、西三河県民生活プラザ「法律相談☎0564・27・0800(第2水曜日午後1時30分～3時/要予約)」もご利用ください。